

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 4 年 2 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 4 年 3 月 28 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 4 年度大阪府一般会計予算の件（教育委員会関係分）
- 2 令和 3 年度大阪府一般会計補正予算（第 10 号）の件（教育委員会関係分）
- 3 令和 3 年度大阪府一般会計補正予算（第 11 号）の件（教育委員会関係分）

○条例案

- 1 職員の育児休業等に関する条例一部改正の件
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件
- 3 職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件
- 4 知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件
- 5 大阪府職員定数条例一部改正の件
- 6 府吏員退隠料等条例等一部改正の件
- 7 大阪府立学校条例一部改正の件
- 8 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 9 大阪府立臨海スポーツセンター条例等一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

令和4年度 教育庁予算（案）の主な事業

一般会計	令和4年度当初予算額	554,495百万円
	令和3年度当初予算額	542,399百万円
	令和3年度最終予算額	524,077百万円
	前年比 R4当初/R3当初	102.2%

教育振興基本計画項目	主な事業	予算額(千円)	(参考)2月14日報告内容 予算額(千円)
【基本方針1】市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	・小学生新学カテスト事業費		317,759
	・中学生学びチャレンジ事業費		322,984
	・市町村立学校スマートスクール推進事業費	新規	180,274
【基本方針2】公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	・府立学校スマートスクール推進事業費	一部新規	2,828,255
	・英語教育推進事業費		9,356
	・グローバルリーダーズハイスクール支援事業費		26,161
	・実業教育充実事業費		13,907
	・就学支援金関連事業費		40,558,258
	・府立高等学校再編整備事業費		232,563
	・府立高等学校キャリア教育体制整備事業費		1,842
	・大阪市立高等学校一元化関連事業費	拡充	3,606,980
	【基本方針3】障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	・知的障がい支援学校新校整備事業費	
・市町村医療的ケア等実施体制サポート事業費			63,034
・医療的ケア通学支援事業費			496,287
・知的障がいのある生徒の教育環境整備事業費			39,627
・障がいのある生徒の高校生活支援事業費			110,153
・高等学校通級指導実施費			788
・教育庁ハートフルオフィス推進事業費			27,657
【基本方針4】子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	・いじめ虐待等対応支援体制構築事業費		263,865
	・課題を抱える生徒フォローアップ事業費		27,444
	・ヤングケアラー支援体制強化事業費	新規	71,289
	・スクールカウンセラー配置事業費		460,155
	・スクールソーシャルワーカー配置事業費		74,632
	・教育総合相談事業費		23,793
	・SNS活用相談体制整備事業費		19,283
	・日本語指導推進事業費	一部新規	32,231
【基本方針5】子どもたちの健やかな体をはぐくみます	・競技力向上対策事業費補助金		18,255
	・学校給食実施費		801,356
【基本方針6】教員の力とやる気を高めます	・教職員採用選考費		21,178
	・教職員資質向上方策推進事業費		49,337
【基本方針7】学校の組織力の向上と開かれた学校づくりをすすめます	・校長マネジメントの強化(学校経営推進事業費・校長マネジメント推進事業費)		220,997
	・府立学校教育ICT化推進事業費		967,932
	・部活動指導員配置事業費	拡充	75,031
【基本方針8】安全で安心な学びの場をつくります	・府立学校老朽化対策費		590,888
	・府立学校施設・設備改修費		768,157
	・府立学校施設設備緊急改修事業費		829,645
	・府立学校施設長寿命化整備事業費	拡充	6,005,107
	・府立学校体育館空調設備整備費		1,620,417
	・高等学校教育環境改善事業費		1,103,541
	・スクールサポートスタッフ・学習支援員配置事業費		414,219
【基本方針9】地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	・教育コミュニティづくり推進事業費		58,084
	・家庭教育支援モデル事業費	新規	1,250
【基本方針10】私立学校の振興を図ります	・私立高等学校等振興助成費		37,404,539
	・私立高等学校等生徒授業料支援補助金(事務費等除く)		15,398,631
	・私立幼稚園振興助成費		9,625,171
	・施設型給付費等負担金		9,277,183
	・子育て支援施設等利用給付費負担金		3,415,575
	・大阪府育英会助成費		584,615
	・私立専門学校授業料等減免事業費		5,424,285

教育庁 令和3年度一般会計補正予算案の概要

一般会計	第10号補正予算額	6億3,834万円
	※第11号補正予算額	▲190億607万7千円
	補正前予算額	5,424億4,485万4千円
	補正後予算額	5,240億7,711万7千円

※ 第11号補正予算額については、定例的な各種事業費の増減に係るもの。

第10号補正予算案の概要

〔 一 般 会 計 〕

上段 補正額

中段 補正前予算額

下段 補正後予算額

事 業 名	事 業 費	事 業 内 容 の 説 明
【国経済対策】 府立学校感染症対策等 継続支援事業費	5億3,910万円 0 5億3,910万円	新型コロナウイルス感染症対策のために必要となる消毒液やハンドソープ、CO2モニター等の消耗品購入や校舎の消毒作業を外注する費用等の支援を行う。
【国経済対策】 教育支援体制 整備事業費補助金	9,924万円 0 9,924万円	新型コロナウイルス感染症対策を実施しつつ、幼児を健やかに育てるために必要な環境の整備を推進するため、公立幼稚園等における保健衛生用品の購入など感染症対策の実施及びICT環境整備に係る費用を支援する。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の育児休業等に関する条例一部改正の件	国家公務員について、非常勤職員の育児休業等の取得要件のうち1年以上の在職期間の要件が廃止されること等を踏まえ、条例において同趣旨の改正を行う。 施行日：令和4年4月1日
2	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件	国家公務員について、不妊治療のための有給の特別休暇が新設されたことを踏まえ、無給の不妊治療休暇に係る規定を削除する。 施行日：令和4年4月1日
3	職員の管理職手当の特例に関する条例一部改正の件	財政状況を踏まえ、職員の管理職手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和4年3月31日から令和5年3月31日に延長する。 施行日：令和4年4月1日
4	知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例一部改正の件	財政状況を踏まえ、知事、副知事等の給料及び期末手当の時限的減額を行う特例期間の終期を令和4年3月31日から令和5年3月31日に延長する。 施行日：令和4年4月1日
5	大阪府職員定数条例一部改正の件	府立高等学校の改革のための体制の整備、令和4年度当初の大阪市立高等学校等の移管等を踏まえ、一般行政部門の職員定数を改定する。 ・教育庁 [改正前] 700人 [改正後] 750人 施行日：令和4年4月1日
6	府吏員退隠料等条例等一部改正の件	民法の改正により、婚姻による成年擬制に係る規定が削除されたことにより、規定の整備を行う。 施行日：令和4年4月1日

番号	件名	概要
7	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減に伴い、府立学校の職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校〔改正前〕 22人 〔改正後〕 37人 ・高等学校〔改正前〕 8,697人 〔改正後〕 9,699人 ・特別支援学校〔改正前〕 5,489人 〔改正後〕 5,513人 <p>2 大阪府立南高等学校及び大阪府立西高等学校の移転により、これらの位置を「大阪市中央区谷町六丁目」及び「大阪市西区北堀江四丁目」から「大阪市北区松ヶ枝町」に改正する。 施行日：令和4年4月1日</p> <p>3 大阪府立茨田高等学校、大阪府立島本高等学校及び大阪府立泉鳥取高等学校を廃止する。 施行日：規則で定める日</p>
8	府費負担教職員定数条例一部改正の件	<p>市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校〔改正前〕 17,701人 〔改正後〕 17,807人 ・中学校〔改正前〕 10,187人 〔改正後〕 10,267人 ・高等学校〔改正前〕 14人 〔改正後〕 14人 <p>施行日：令和3年4月1日</p>
9	大阪府立臨海スポーツセンター条例等一部改正の件	<p>大阪府立臨海スポーツセンター、大阪府立体育会館及び大阪府立門真スポーツセンターにおいて、これらの利用に係る催しについて、インターネットの利用等により入場させずに観覧等をさせることの対価を徴収する場合の利用料金の上限額を改正する。 施行日：令和4年4月1日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府立臨海スポーツセンター条例 ・大阪府立体育会館条例 ・大阪府立門真スポーツセンター条例

大阪府条例第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第七条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十五条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) 任命権者を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第七条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号。以下「期末勤勉手当条例」という。）第二条第一項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員（府の職員並びに市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。第二十三条を除き、以下「職員」という。）のうち、当該基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員を除く。）には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>イ 任命権者を同じくする職又は任命権者が定める職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</p>
<p>第二十二條 (略)</p>	<p>第二十二條 (略)</p>

<p>(妊娠又は出産等)についての申出があつた場合における措置等)</p> <p>第二十三条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第二十四条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を講じなければならない。</p> <p>第二十五条 (略)</p>	<p>第二十三条 (略)</p>
--	------------------

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び技能労務職員の給

与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>第十七条 (略)</p>	<p>(休暇の種類) 第十二条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇とする。</p>	<p>(休暇の種類) 第十二条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇及び不妊治療休暇とする。</p>
<p>第十八条 (略)</p>	<p>(非常勤職員の勤務時間等) 第十九条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十七条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p>	<p>(不妊治療休暇) 第十八条 任命権者は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、一の年につき六日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間の不妊治療休暇を与えることができる。 2 第十三条第七項及び第十六条第二項の規定は、不妊治療休暇について準用する。</p>
<p>第十九条 (略)</p>	<p>(非常勤職員の勤務時間等) 第十九条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十八条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。</p>	<p>(任命権者等の読替え) 第二十一条 (略)</p>
<p>第二十条 (略)</p>	<p>(任命権者等の読替え) 第二十条 (略)</p>	<p>(任命権者等の読替え) 第二十一条 (略)</p>
<p>第二十一条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第二十二条 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第十八条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないこと)をいう。)又は介護休暇、介護時間若しくは子育て部分休暇につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(給与の減額) 第十八条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないこと)をいう。)又は介護休暇、介護時間、子育て部分休暇若しくは不妊治療休暇につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の管理職手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給与条例」という。）第十条第一項の規定により管理職手当を支給される職員のうち、次に掲げる職員（大阪府警察本部に属する職員を除く。）の管理職手当の月額は、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料及び期末手当の特例に関する条例（平成二十七年大阪府条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（知事の給料及び期末手当の特例） 第一条 知事の給料の月額は、平成二十七年四月一日から令和四年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例（昭和二十二年大阪府条例第十八号。次項及び次条において「条例」という。）第二条の規定にかかわらず、同条に定める額からその百分の三十に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府職員定数条例の一部を改正する条例

大阪府職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数) 第二条 (略) 一 (略) 二 教育委員会の事務部局の職員 七五〇人 三―七 (略)</p>	<p>(職員の定数) 第二条 (略) 一 (略) 二 教育委員会の事務部局の職員 七〇〇人 三―七 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例

(府吏員退隠料等条例の一部改正)

第一条 府吏員退隠料等条例(昭和九年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十一条 成年ノ子ハ府吏員ノ死亡ノ当時ヨリ身体又ハ精神ニ障害アリ且生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ遺族扶助手ヲ給ス</p> <p>附則</p> <p>第四十六条 (略)</p> <p>第四十七条 令和四年三月三十一日ニ於テ第二十条第一項ノ規定ニヨル増加退隠料ノ加給ノ原因トナル未成年ノ子ガアル場合ニ於ケル当該子ニ対スル同条ノ規定ノ適用ニ付テハ同条中「未成年ノ子」トアルノハ「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」ト「ナキ成年ノ子」トアルノハ「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」トス</p> <p>第四十八条 (略)</p>	<p>第三十一条 未成年ノ子ハ未ダ婚姻セザルトキニ限り之ニ遺族扶助手ヲ給ス</p> <p>成年ノ子ハ府吏員ノ死亡ノ当時ヨリ身体又ハ精神ニ障害アリ且生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ遺族扶助手ヲ給ス</p> <p>附則</p> <p>第四十六条 (略)</p> <p>第四十七条 (略)</p>

(府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(遺族扶助手の年額に係る加算の特例)</p> <p>第九条 府吏員退隠料等条例第二十九条第一項第一号に規定する遺族扶助手を受ける者が妻</p>	<p>附則</p> <p>(遺族扶助手の年額に係る加算の特例)</p> <p>第九条 府吏員退隠料等条例第二十九条第一項第一号に規定する遺族扶助手を受ける者が妻</p>

<p>であつて、その妻が次の各号のいずれかに該当する場合には、その年額に、当該各号に定める額を加えるものとする。</p> <p>一 扶養遺族(府吏員退隠料等条例第二十九条第三項に規定する扶養遺族をいう。次号において同じ。)である子が二人以上ある場合に、法律第五十一号附則第十四条第一項第一号に掲げる額</p> <p>二 扶養遺族である子が一人ある場合、法律第五十一号附則第十四条第二号に掲げる額</p> <p>三 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>	<p>であつて、その妻が次の各号の「」に該当する場合には、その年額に、当該各号に掲げる額を加えるものとする。</p> <p>一 扶養遺族(府吏員退隠料等条例第二十九条第三項に規定する扶養遺族をいう。)である子(十八歳以上二十歳未満の子にあつては身体又は精神に障害のある者に限る。)が二人以上ある場合、法律第五十一号附則第十四条第一項第一号に掲げる額</p> <p>二 扶養遺族である子(前号に規定する子に限る。)が一人ある場合、法律第五十一号附則第十四条第一項第二号に掲げる額</p> <p>三 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十三条の規定により成年に達したものとみなされる者については、第一条の規定による改正後の府吏員退隠料等条例第三十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 令和四年三月三十一日において府吏員退隠料等条例第二十八条第一項に規定する遺族扶助料について第二条の規定による改正前の府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する府吏員退隠料等条例第二十九条第三項及び改正後の府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例附則第九条第一項の規定の適用については、府吏員退隠料等条例第二十九条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」と、府吏員退隠料等条例等の一部を改正する条例附則第九条第一号中「である子」とあるのは「である子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては、身体又は精神に障害のある者に限る。」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>第二十二条 (略)</p> <p>一 中学校 三七人</p> <p>二 高等学校 九、六九九人</p> <p>三 特別支援学校 五、五一三人</p>			
<p>第二十二条 (略)</p> <p>一 中学校 二三人</p> <p>二 高等学校 八、六九七人</p> <p>三 特別支援学校 五、四八九人</p>			
別表第二(第三条関係)		別表第二(第三条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立南高等学校	大阪市北区松ヶ枝町	大阪府立南高等学校	大阪市中央区谷町六丁目
大阪府立西高等学校	大阪市北区松ヶ枝町	大阪府立西高等学校	大阪市西区北堀江四丁目
備考 (略)	(略)	備考 (略)	(略)

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二(第三条関係)			
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立東高等学校	(略)	大阪府立東高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立茨田高等学校	大阪市鶴見区安田一丁目
大阪府立摂津高等学校	(略)	大阪府立摂津高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立島本高等学校	三島郡島本町桜井台
大阪府立りんくう翔南高等学校	(略)	大阪府立りんくう翔南高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立泉鳥取高等学校	阪南市緑ヶ丘一丁目
備考 (略)	(略)	備考 (略)	(略)
別表第二(第三条関係)			
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立東高等学校	(略)	大阪府立東高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立茨田高等学校	大阪市鶴見区安田一丁目
大阪府立摂津高等学校	(略)	大阪府立摂津高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立島本高等学校	三島郡島本町桜井台
大阪府立りんくう翔南高等学校	(略)	大阪府立りんくう翔南高等学校	(略)
(略)	(略)	大阪府立泉鳥取高等学校	阪南市緑ヶ丘一丁目
備考 (略)	(略)	備考 (略)	(略)

附 則

この条例中第一条の規定は令和四年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一七、八〇七人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、二六七人</p> <p>三 (略)</p>	<p>(府費負担教職員の定数) 第二条 (略)</p> <p>一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 一七、七〇一人</p> <p>二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一〇、一八七人</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立臨海スポーツセンター条例等の一部を改正する条例

(大阪府立臨海スポーツセンター条例の一部改正)

第一条 大阪府立臨海スポーツセンター条例(昭和五十九年大阪府条例第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																									
<p>別表(第十一条関係) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第一</td> <td>アマチュアスポーツに利用する場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収しない場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第二</td> <td>スポーツに利用する場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収しない場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第四</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第五</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料等を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 「入場料等」とは、センターの利用に係る催しについて、見せ、聴かせ、又は参加させること(インターネットの利用その他の方法によりセンターに入場させないで行う場合を含む。)の対価として徴収する金銭をいう。</p> <p>備考 1・2 (略)</p> <p>3 第一号の表の備考3及び第二号の表の備考の規定は、この表についても適用する。</p> <p>四 (略)</p> <p>備考 第一号の表の備考3及び備考4の規定は、この表についても適用する。</p> <p>五・六 (略)</p>		第一	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	(略)	第二	スポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収する場合	(略)	第三	その他の場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	(略)	第四	その他の場合	利用者が入場料等を徴収する場合	(略)	第五	その他の場合	利用者が入場料等を徴収する場合	(略)	<p>別表(第十一条関係) (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>第一</td> <td>アマチュアスポーツに利用する場合</td> <td>利用者が入場料を徴収しない場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第二</td> <td>スポーツに利用する場合</td> <td>利用者が入場料を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料を徴収しない場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第四</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第五</td> <td>その他の場合</td> <td>利用者が入場料を徴収する場合</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 1・2・3 (略)</p> <p>3 第一号の表の備考2及び第二号の表の備考の規定は、この表についても適用する。</p> <p>四 (略)</p> <p>備考 第一号の表の備考2及び備考3の規定は、この表についても適用する。</p> <p>五・六 (略)</p>		第一	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	(略)	第二	スポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収する場合	(略)	第三	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	(略)	第四	その他の場合	利用者が入場料を徴収する場合	(略)	第五	その他の場合	利用者が入場料を徴収する場合	(略)
第一	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	(略)																																								
第二	スポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収する場合	(略)																																								
第三	その他の場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	(略)																																								
第四	その他の場合	利用者が入場料等を徴収する場合	(略)																																								
第五	その他の場合	利用者が入場料等を徴収する場合	(略)																																								
第一	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	(略)																																								
第二	スポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収する場合	(略)																																								
第三	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	(略)																																								
第四	その他の場合	利用者が入場料を徴収する場合	(略)																																								
第五	その他の場合	利用者が入場料を徴収する場合	(略)																																								

(大阪府立体育会館条例の一部改正)

第二条 大阪府立体育会館条例(昭和六十一年大阪府条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第十一条関係） （略）			
一		一	
区	分	区	分
アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合
集会及び興行その他の催物に利用する場合	利用者が入場料等を徴収する場合	集会及び興行その他の催物に利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合
アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合
集会及び興行その他の催物に利用する場合	利用者が入場料等を徴収する場合	集会及び興行その他の催物に利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合
（略）	（略）	（略）	（略）
備考			
1 「入場料等」とは、会館の利用に係る催しについて、見せ、聴かせ、又は参加させること（インターネットの利用その他の方法により会館に入場させないで行う場合を含む。）の対価として徴収する金銭をいう。			
21・21（略）			
21・31（略）			
21・31（略）			
備考			
11・21（略）			
21・31（略）			

（大阪府立門真スポーツセンター条例の一部改正）
 第三条 大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第十一条関係） （略）			
一		一	
区	分	区	分
アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合
集会及び興行その他の催物に利用する場合	利用者が入場料等を徴収する場合	集会及び興行その他の催物に利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合
アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合
集会及び興行その他の催物に利用する場合	利用者が入場料等を徴収する場合	集会及び興行その他の催物に利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合
（略）	（略）	（略）	（略）

